

(県債(借金)・基金(貯金)関係)

(問) 県は毎年いくら借金をしているのですか？できる限り借金をしないように努めるべきではないですか？

(答) 平成20年度予算(6月補正後)では、約1,015億円の借入れ(県債発行)を行う予定です。

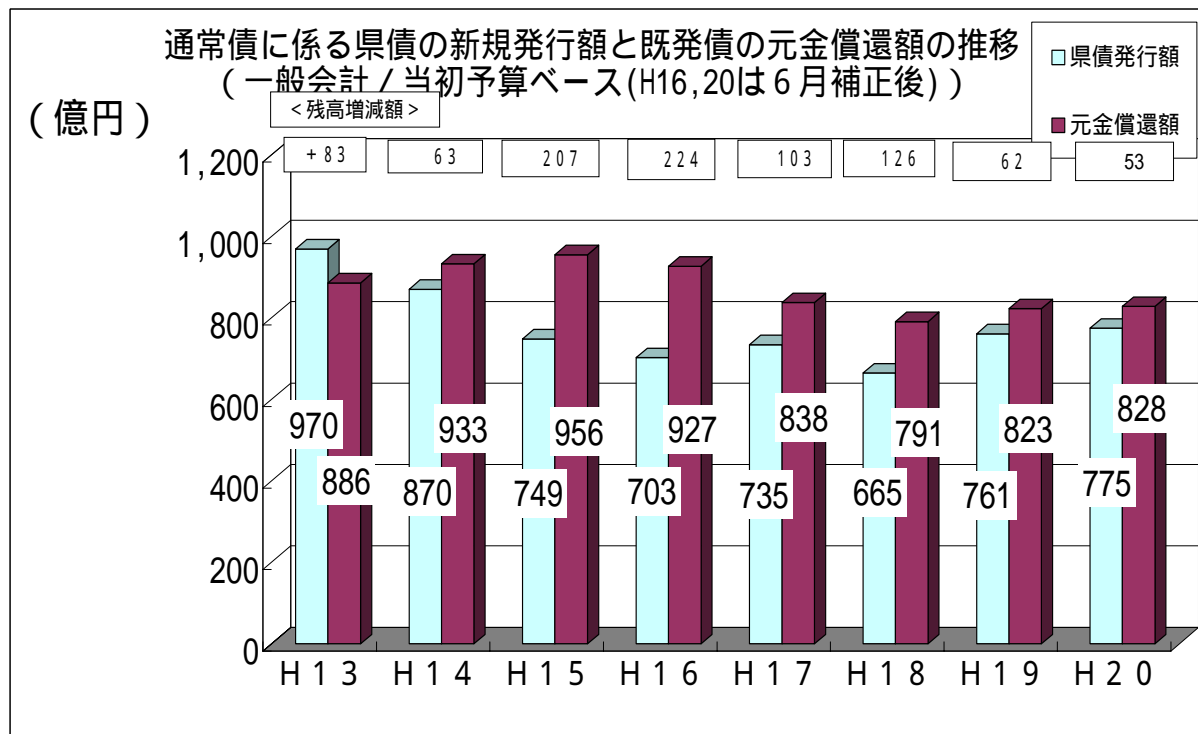
- ・ 建設事業等に充てる通常債(約775億円)
- ・ 交付税の代替財源である臨時財政対策債(約240億円)

また、本県では、の臨時財政対策債を除いて「県債残高の増加を招かない財政体質」を堅持するため、借入額(県債の新規発行額)を今までの借入れの返済額(既発債の元金償還額)以下に抑えることにより、プライマリーバランス()を維持しています。

なお、県が借入金を財源としてできる事業は、法律に基づき、道路や河川等の整備を行う建設事業等に限定されており、財源不足を補うための借金、いわゆる「赤字県債」の発行はできません。

プライマリーバランス

:国や自治体の基礎的な財政収支(借金を除く歳入と借金返済を除く歳出のバランス)のことで、プライマリーバランスが均衡していることは、国債等の発行に頼らず、収支のバランスがとれている状態を言う。



四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(問) 県に借金(県債残高)はどれくらいあるのですか?また、貯金(基金)はどれくらいあるのですか?

(答) 県の借入金の残高は、平成19年度末で約1兆2,581億円の見込みで、県民一人当たり約68万円()になっています。

県としては、公共事業等の削減により県債発行の抑制を図ってきましたが、国の財政状況の悪化により地方交付税の分割払いとも言うべき臨時財政対策債が増発されてきたため、県債残高は増加しています。

また、県債の発行に対しては、臨時財政対策債を除き、プライマリーバランスを維持しながら、県債残高が増加しないように努めています。

なお、県債は、道路等の社会資本の整備を進めるに当たり、重要な財源であり、世代間相互の公平性の観点からも重要な役割を果たしています。

一方、貯金に当たる財政調整のための基金は、約53億円(平成20年度6月補正予算後)で、平成13年に財政健全化の取組みを開始した前の約56億円を下回っています。

()国勢調査(H17.10.1)の県人口1,842,233人で計算しています。

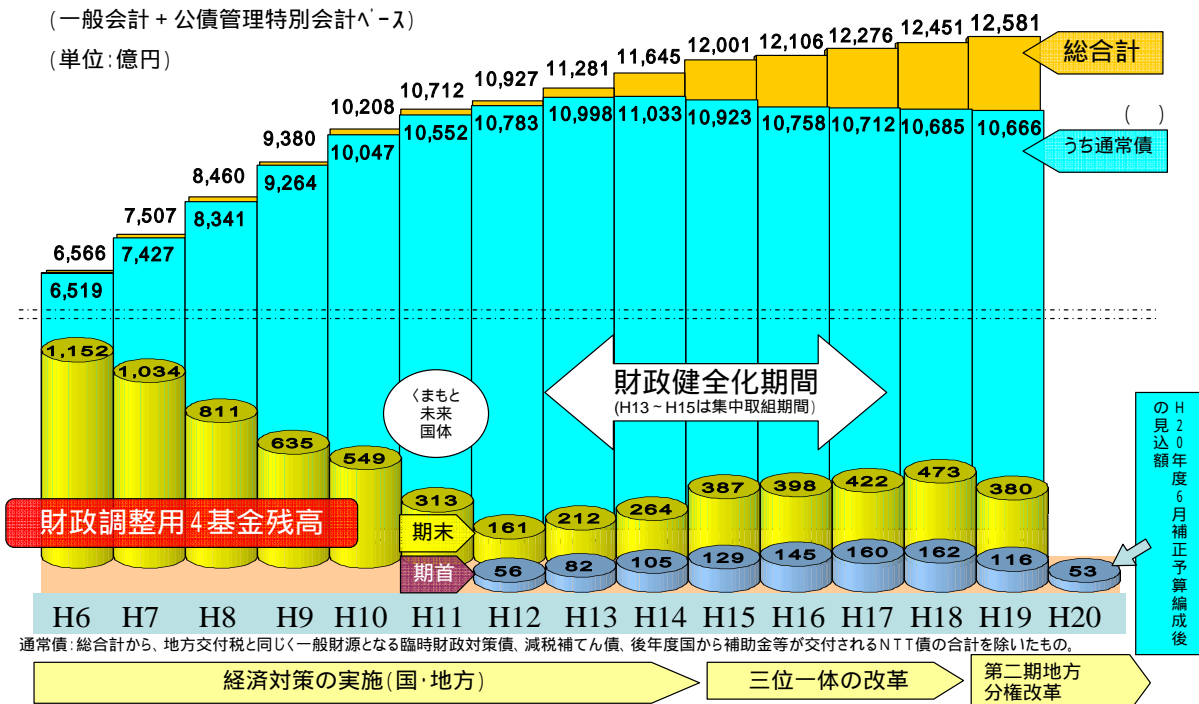
県債残高と基金の推移

県債残高

(平成19年度は見込み)

(一般会計+公債管理特別会計へ入)

(単位:億円)



(問) 借金の返済額(公債費)は、予算規模から見て適正な水準にありますか？

(答) 本県の歳出予算に占める借金の返済額(公債費)の割合は、15.9%(平成18年度決算)と全国平均、九州平均を上回っています。

これは、本県の道路を始めとする社会資本整備が都市部に比べてまだ遅れていることから、公共事業費などの投資的経費にかけている予算が多いことが大きな要因です。

社会資本の整備状況や財政状況が各県で異なることから、返済額(公債費)の水準が適正かどうか単純に比較することはできません。

しかしながら、借金は必ず返さなければなりませんので、歳出に占める借入金の返済額(公債費)の割合が高ければ、福祉や教育の充実、さらには産業の振興等に使う県独自の予算が少なくなります。

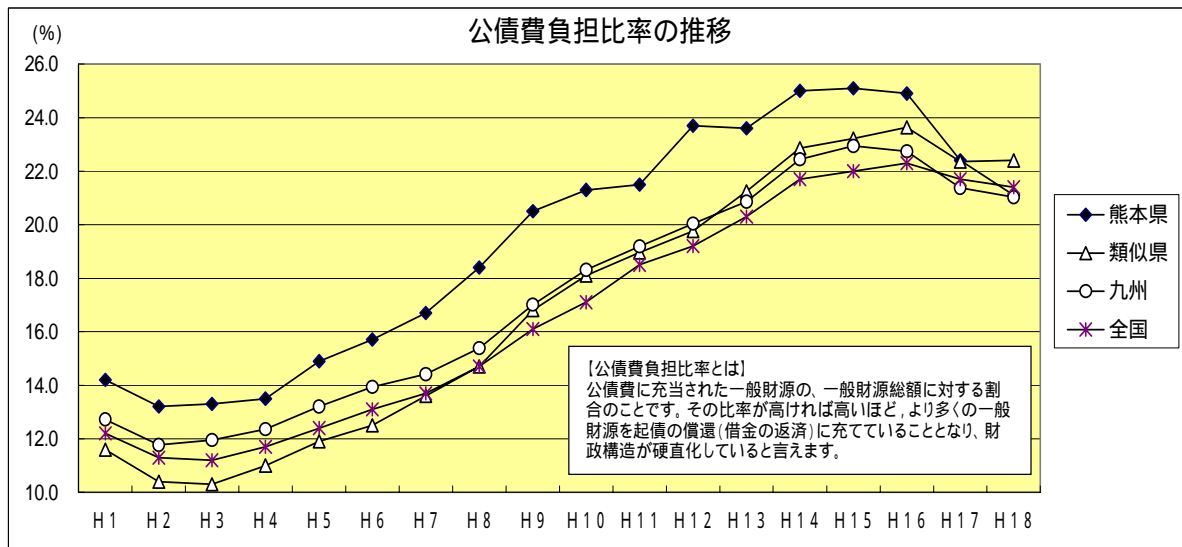
平成18年度決算の歳出総額に占める公債費

公債費	金額 (億円)	歳出全体に占める割合		
		本県	全国平均	九州平均
	1,158	15.9%	14.5%	14.2%

公債費負担比率: 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

15%が警戒ライン、20%以上が危険ラインとされている。

(* 一般財源は、財源の用途が限定されていない地方税、地方譲与税、地方交付税等)

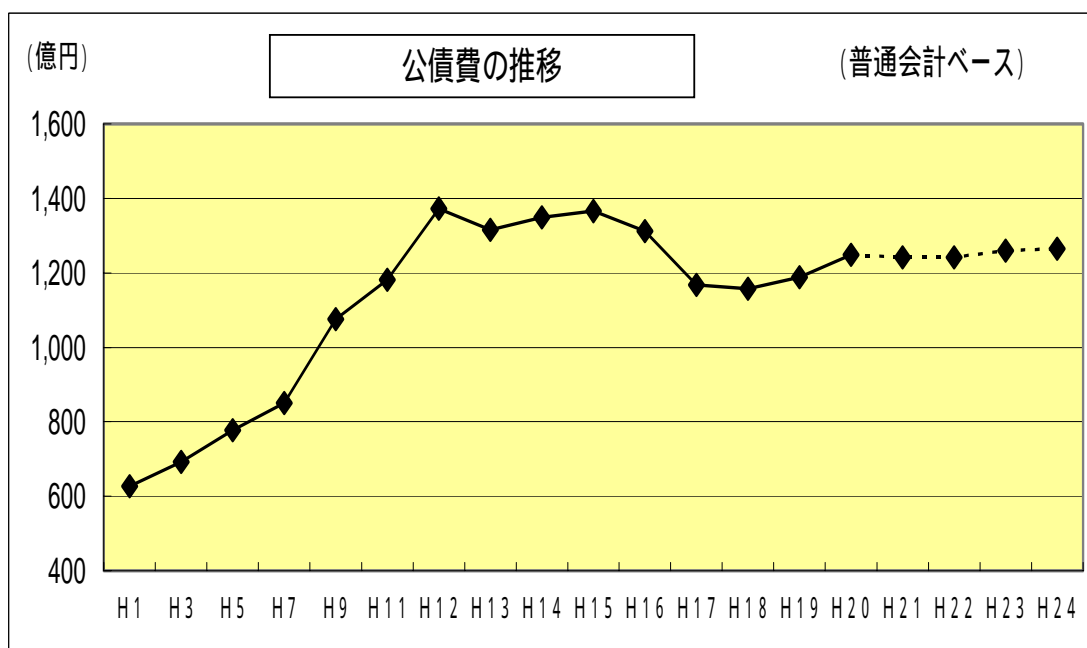


	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
熊本県	14.2	13.2	13.3	13.5	14.9	15.7	16.7	18.4	20.5	21.3	21.5	23.7	23.6	25.0	25.1	24.9	22.4	21.1
類似県	11.6	10.4	10.3	11.0	11.9	12.5	13.6	14.7	16.8	18.1	19.0	19.8	21.2	22.9	23.2	23.6	22.4	22.4
九州	12.7	11.8	12.0	12.4	13.2	13.9	14.4	15.4	17.0	18.3	19.2	20.0	20.9	22.4	22.9	22.7	21.4	21.0
全国	12.2	11.3	11.2	11.7	12.4	13.1	13.7	14.7	16.1	17.1	18.5	19.2	20.3	21.7	22.0	22.3	21.7	21.4

(問) 借金の返済額が年々増加していますが、いつまで増加するのですか？

(答) 今後、新幹線建設に伴い発行した県債の償還が本格化する予定であり、中期的な財政収支の試算でも、下のグラフのとおり平成21年度以降も公債費が1,200億円台の水準で推移する見込みとなっています。

これまでも投資的経費の抑制や償還期間の繰り延べ(10年→20年、20年→30年:「公債費の平準化」)により公債費の増加を抑えてきましたが、今後も、公債費が財政運営に支障を来さないようできるだけ、投資的経費の抑制等に努力していきます。



(注) H19年度は3月専決後の額。また、H20年度は6月補正後現計予算額。H21年度以降は中期試算に基づく額。

	H1	H3	H5	H7	H9	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公債費	628	692	778	850	1,076	1,181	1,372	1,316	1,349	1,366	1,312	1,168	1,158	1,188	1,248	1,242	1,242	1,260	1,264

(問) 県は1兆円も借金しているのに本当に返せるのですか？

(答) 県の借金返済も各家庭と同様、他の支出を削ってでも最優先で行わなければならないものです。

しかし、返済額が増えれば、産業振興や教育の充実等に回せる予算が少なくなるので、今後、出来るだけ県債を増やさないように努力していきます。

(参考)

扶助費や人件費の義務的な経費以外の予算をすべて借金の返済に振り向けた場合、何年で今の借金残額を返済できるかという「債務償還可能年限」という考え方があります。

国債、地方債、企業の社債などの格付け機関が格付けを行う際に一部活用しているようですが、借金額(県債残高)の返済能力に対する重さを量るとも言われています。

平成18年度決算値から算出しますと、都道府県の中で熊本県は、ほぼ中位となっています。

都道府県	債務償還可能年数	順位	都道府県	債務償還可能年数	順位
北海道	10.4	37	滋賀県	9.4	28
青森県	9.0	21	京都府	12.1	46
岩手県	9.6	31	大阪府	12.0	45
宮城県	10.3	36	兵庫県	13.7	47
秋田県	9.2	25	奈良県	10.0	35
山形県	9.6	30	和歌山県	7.5	7
福島県	7.8	10	鳥取県	7.5	6
茨城県	10.8	41	島根県	8.0	13
栃木県	6.9	3	岡山県	10.5	38
群馬県	7.6	8	広島県	9.9	34
埼玉県	9.6	29	山口県	8.6	17
千葉県	11.4	44	徳島県	9.7	32
東京都	4.0	1	香川県	9.4	27
神奈川県	11.3	43	愛媛県	7.2	5
新潟県	10.6	39	高知県	8.2	14
富山県	8.9	19	福岡県	11.2	42
石川県	9.3	26	佐賀県	6.7	2
福井県	8.4	16	長崎県	9.7	33
山梨県	9.0	20	熊本県	9.1	22
長野県	7.7	9	大分県	8.4	15
岐阜県	8.7	18	宮崎県	8.0	12
静岡県	9.2	23	鹿児島県	10.7	40
愛知県	9.2	24	沖縄県	7.2	4
三重県	7.9	11			

【算出の方法】

$$* \text{債務償還可能年限} = \frac{\text{純負債額}}{\text{償還財源}}$$

$$\text{償還財源} = \text{歳入} (\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) - \text{歳出} (\text{経常経費充当一般財源} - \text{元利償還金})$$

$$\text{純負債額} = \text{地方債残高} - \text{財政調整基金残高} - \text{減債基金残高}$$

(問) 高い金利での借入れはありますか？

(答) 県の借金残高の内訳は、利率5%以下での借入れが約98%、そのうち利率2%以下での借入れが約76%を占めています(平成18年度決算)。

5%を超える借金の中で、政府資金については、繰上償還等(*)が一部認められましたので、平成19~21年度で返済したり、または低い利率への借換えを行っています。残りの大半は、水俣病対策のためのチッソ貸付に伴い発行した県債であり、その償還はチッソが負担していますが、万が一、チッソからの返済が困難となった場合は国において「万全の措置を講ずる」とこととされています。

(*) 公的資金補償金免除繰上償還について

通常、繰上償還を行うには、これから支払う予定の金利分を補償金として支払う必要があり、繰上償還や金利の低いものへの借換えができませんでした。平成19年度から平成21年度までの3年間で、金利5%以上のものの一部について財政力、実質公債費比率等に応じ、補償金免除で繰上償還を行うことが可能となりました。

【本県の対象額等】

普通会計債

本県の実質公債比率が14.8%(H15~H17平均値)であるため、「金利7%以上」が対象。

- ・ 旧資金運用部資金 84百万円(H20.3繰上償還)
- ・ 簡易保険資金 71百万円(H20.9繰上償還予定)

利息軽減効果:合わせて9百万円程度

企業会計債

金利5%以上のもので、本県の対象は工業用水事業のみ。

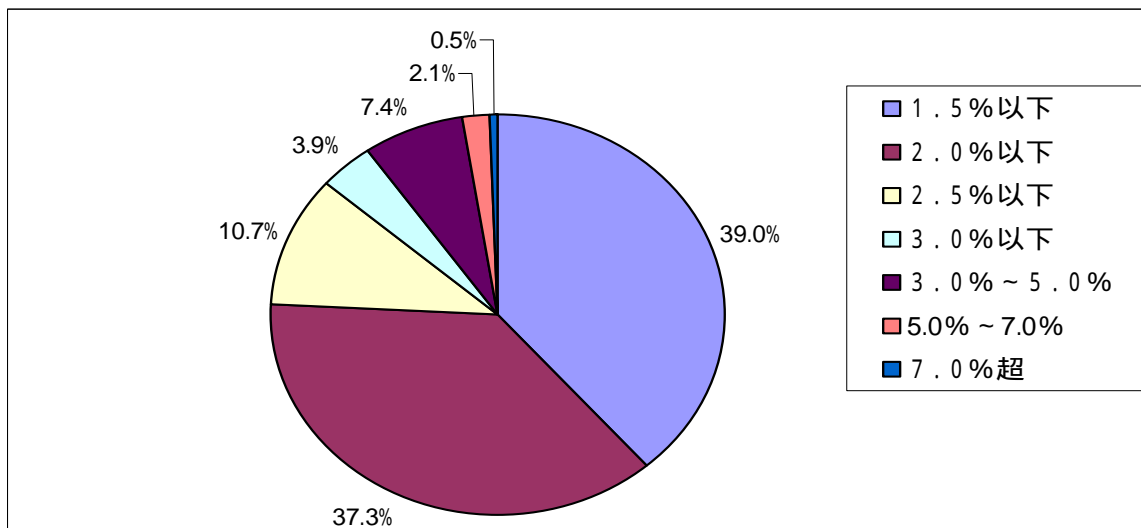
- ・ 旧資金運用部資金 167百万円(H22.3繰上償還予定)

利息軽減効果:34百万円程度

利率別借入残高割合(H18年度決算)

借入金利	1.5%以下	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.0%~5.0%	5.0%~7.0%	7.0%超
割合	39.0%	37.3%	10.7%	3.9%	7.4%	2.1%	0.5%

(四捨五入の関係で、合計は100%にはならない)



(問) 県の借金(県債)の返済を繰り延べしてもらうことはできないのですか？

(答) 県では、これまでに借り入れた借金について、施設の耐用年数等に
 応じて償還期間を延長できるものについては、すでに償還期間の延長
 (公債費の平準化)を進めています。

公共事業等の財源としての借入れについては、施設の耐用年数に見
 合った償還期間を設定することができます。

しかし、実際は、借入先の貸出し条件等により、ほとんどは耐用年
 数に比べ短い償還期間となっていました。

県では、苦肉の策として償還期間の延長を進めていますが、本来な
 らば、出来る限り前倒して借金返済を進めたいのは当然です。

なお、このような平準化についても、見直し可能なものはほぼ着手し
 ており、今後こうした対応にも限りがあります。

財源対策としての公債費の平準化について



【公債費の平準化による財源対策の状況】

(単位:億円)

償還期間の変更	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
10年から20年へ	109	109	72	30	可能なものはH20で実施し終える			
20年から30年へ	-	-	31	48	年々減少する見込み			
合計	109	109	103	78				

(問) 収入に見合った歳出規模に持って行けば、新たな借金をしなくてもよいのではないのでしょうか？

(答) 自治体が行う借金(県債の発行)は、法律により道路や河川などの整備に充てるための財源として活用する場合に認められています。

これは、多大な事業費を後年度にならず(平準化)、将来、利用し便益を受けることになる子どもや孫たち後世代の住民と現世代との住民との間で、負担を分かち、といった観点等から認められているものです。

また、財源不足を補うための借金、いわば赤字地方債は認められていません。

県としては、公共事業を削減しながら県債発行を抑制するとともに、プライマリーバランスを維持し、県債残高が減少するよう努めています。